

## 論 文

## 戦後初期台湾の農地改革と四大企業払下げについて

北 波 道 子

## はじめに

本稿は、戦後初期台湾で実施された農地改革において、接収資産がどのように利用されたのかを分析し、台湾の経済発展を再考する研究の一環である<sup>1)</sup>。戦後、他のアジア諸国に先がけて急速な経済発展を実現し、NIEs（新興工業経済）と呼ばれるようになった台湾と韓国、そして日本はいずれも戦後初期に農地改革を実施した。しかし、その評価において韓国や日本の農地改革では「赤化」の防止や社会安定への寄与が強調されるのに対して、台湾では、その後の経済発展への起点のように位置付けられる点がユニークである<sup>2)</sup>。確かに、フィリピンや中南米、近年ではジンバブエの例を引くまでもなく、土地改革の成功とその後の経済の安定的な発展は何らかの関係があるようにみえなくもない<sup>3)</sup>。平時に、特別な理由もなく地主から土地を取り上げて小作農に分配するということは、私有制度を基礎とする市場経済の社会においては不可能であり、耕地の再分配には多くの場合、地主へ相応な補償とインセンティブ（または強制力）を与える必要がある。

戦後台湾で実施された農地改革は、1949年の「三七五減租」（小作料軽減政策）、1951年の「公地放領」（公有地払下げ）、そして1953年の「耕者有其田」（自作農創出政策）の三段階で実施された<sup>4)</sup>。周知の如く、終戦時台湾に存在した公有私有の日本人資産（以下、日産）は、中華民国国民党政府に接収された。逆にいえば国民党政府は、日本の敗戦によって製糖や化

1) 本稿は、日本学術振興会科学研究費、基盤研究（c）研究課題番号：22530292「経済発展初期における台湾の金融と産業—接収および公営化の実情と経済政策」（平成22年度～24年度）成果として発表した北波 [2013] の続編に相当する。

2) 例えば、陳振雄 [2002] などでは、農地改革がなければその後の順調な経済発展はありえなかったと述べている。

3) Scoones [2010] など。

4) これに1947年の「公地放租」（公有地貸出し）を入れて4段階とする説もある。「公地放租」については、北波 [2013] を参照されたい。

学肥料、金属精錬など主要産業や金融、電力、交通など台湾経済の管制高地を掌握し<sup>5)</sup>、加えて、台湾で最大の地主になったのである<sup>6)</sup>。

にもかかわらず、台湾を「解放」した国民党政府は、これらの接収資産を日本植民地下台湾にくらしてきた人々に分配したわけではなかった。むしろ、期せずして大きな資産を手にした国民党政権は当初「国家租佃制」（国家地主制）を実施しようとして失敗し、そうして初めて「耕地農有制」へと基本政策が転換させたのであった<sup>7)</sup>。

台湾の農地改革については、外来の中国国民党政府と土着資本としての地主の間に階級的な共通利益があるという前提で、劉進慶 [1975] によってつとにその不徹底さが批判されてきた<sup>8)</sup>。特に「耕者有其田」政策で、地主の自留地上限を緩和し、地価補償で公営企業の払下げを行ったことは、旧地主を土着資本として台頭させた「妥協」であると否定的に表現されている。もちろん、この「妥協」は劉氏自身が指摘したように「国家独占経済をみずから崩す」ものではなかった<sup>9)</sup>。しかしながら、小論ではむしろ、この政府の「妥協」こそ、重要なポイントなのではないかと考えたい。すなわち、国民党政府は軍政国家として軍隊と公安、警察といった合法的暴力を独占し、強権を敷いたにも関わらず、国共内戦の敗北によって対外的にはアメリカの信認を強く必要としていた。加えて、国内的には「外来政権」であり、1947年に起こった二二八事件という悲惨な政治的衝突によって、人々の強く大きな不満が致命的な社会不安を生むことを認識していた「亡命政権」は、その不満を少しでも緩和しようとはずかながらにでも妥協した。それが、農地改革における公営企業の払下げとして体现した、と考えたい。というのも、本論の中で浮きぼりにしていきたいのは、戦後初期台湾で政府、地主、農民等それぞれのアクターがそれぞれの立場で最大限に自分の力を発揮して生存の道を探っていた姿だからである。彼らの絶え間ない権利の要求と妥協の結果が経済発展と民主化を実現し、現在の台湾につながっていると考えるからである。

5) 劉 [1975] pp.74-95。

6) 国民党政府は接収によって、台湾総督府が所有していた山林や元日本企業所有の耕地など台湾の土地の4分の3（そのうち耕地は全島耕地の5分の1）を所有することとなった。北波 [2013]。

7) 熊 [1981]。

8) 1975年5月25日の『日本経済新聞』に掲載された戴国輝氏の書評によれば、劉 [1975] は、「『四大家族』の台湾における再編成、アメリカの介入ならびに台湾土着ブルジョアジーの受容と対応の三者相互の有機的連関の構造分析を試みていることでユニークである」。当時は資料的な制約があったにも関わらず、本書は、実証的な部分で遺漏がほとんどない。しかし、戴氏が指摘するように「分析の基本方法」が「マルクス理論によっている」ことで、随所に階級間の利害対立に基づく枠組みが強調され、それが現在の視点から本書の理解を邪魔してしまう恐れも否定はできない。もっとも、1980年代以降、劉氏自身は、国民党政府と台湾住民の利害の対立よりも協調関係を強調する著作を発表しており、その開始時期は都度早まって、劉・朝元 [2003] では1949年から政府と民間がともに、経済自由化に向けてまい進してきたように主張されている。

9) 劉 [1975] p.86。

## I. 減租と農地の移動

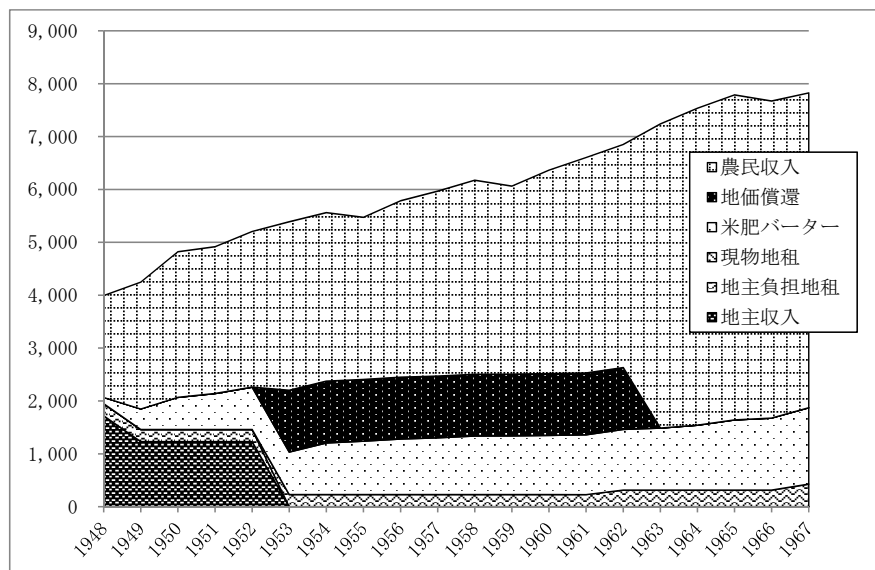
### 1. 三七五減租

中華民国の土地政策は、国父孫文が主張した「平均地権」と「耕者有其田」に依拠し、その最終目的は、少数の地主による独占と搾取を防止して土地の分配を改善し、その利用を促進させ、人々の生活の向上によって、国民経済と民主政治の基礎を築くこととされている<sup>10)</sup>。平均地権は都市部、耕者有其田は農村部の土地所有制度改革で、先に農地改革に着手され、既述のごとく三七五減租、公地放領と耕者有其田の順で着手された。

三七五減租は、それまで収穫高の50%から60%、場合によっては70%近くを占めた小作料の上限を37.5%に制限することと、法令（1951年の「三七五減租条例」）によって小作権を保障することによって、地主-小作争議など、社会不安の種を減らすことを目的としていた。その結果、小作人の生活は劇的に改善されたといわれている<sup>11)</sup>。

第一に、**図1**に示したように、三七五減租は小作人の取り分を増大させた。小作料軽減分

図1 地主・小作農の収入および負担米比較（単位：キログラム）



出所)『内政統計提要』各年度。原資料は台湾省政府地政局提供。

注) 生産量は中等水田1ヘクタール当たりの年間生産量。

10) 土地改革政策の目的はあらゆるところに同様の公式見解がみられる。本文は『内政統計提要』の土地改革の解説を参考にしたもの。

11) しばしば、三七五減租のおかげで嫁を貰えた（「三七五減租の新娘」、水牛が買えたなどの逸話が語られたという。李国鼎[2005]、Hinton[1955]）。

25%のみならず、1ヘクタール当たりの生産高は毎年増大し、1949年と50年に各前年比9.1%と13.5%、1948年を100とすると1952年には134に達した。一方で、小作料は小作契約締結時の生産量（等級によるが図1では平均の3,894キロ）の37.5%で算出されたため、小作農民の純収入はそれ以上に増加し、1949年に31.2%、1950年に14.8%の伸びをみせ、1948年を100とすると、1952年には162に達した。収穫量増大の背景には、取り分が増えたことだけでなく、小作契約の安定化（6年）によって農民が土地に投資をするインテンティブが増大したことや、所得の増加によって水牛を購入するなど、生産作業における効率化が進んだことがあげられる。

第二に、三七五減租による耕作権の保障は、小作人による農地の買収を進めるきっかけとなった。地主にとっての土地からの収益率が下がったことに加えて、法律によって土地の所有権と使用权に明確な区別を持たせ、前者を地主に、後者を小作人に与えたことで、小作農地の所有権の価格は全台湾で下落し、特に農村では自耕地の3分の2になった<sup>12)</sup>。一方で収入の増えた小作農や半小作農には、土地を購入する余力を持つ者が現れ、その結果、表1に示したように、小作農による農地の購入は、件数、面積とも急増し、1953年春の耕者有其

表1 三七五減租、公地放領と耕地の移動（単位：戸、ヘクタール）

年度	小作契約			小作人による 農地の購入		公地放領		全耕地 面積
	戸数	契約数	面積	農家数	面積	農家数	面積	
1948						7,572	3,281	816,212
1949	296,043	377,364	256,557	1,722	750	—	—	816,948
1950	296,964	383,936	255,358	6,989	3,254	—	—	819,195
1951	298,143	388,354	254,259	11,018	5,708	61,782	28,486	827,051
1952	302,277	296,002	249,219	17,639	9,565	29,814	17,311	829,184
1953	174,450	216,286	108,757	28,901	15,527	22,785	12,027	839,150
1954	167,528	205,705	101,145	3,844	1,996	—	—	840,352
1955	156,561	191,506	93,664	3,638	1,762	—	—	842,454
1956	153,937	187,017	92,820	4,155	1,927	—	—	846,279
1957	149,200	182,427	90,663	3,994	1,985	—	—	843,751
1958	146,051	179,003	86,623	4,422	2,514	19,398	9,489	853,953
1959	143,576	181,790	84,654	3,715	1,796	—	—	851,584
1960	140,654	169,162	82,091	3,755	2,090	—	—	843,059

出所) 『内政統計提要』各年度、およびCEPD, *Taiwan Statistical Data Book*各年度。

12) *China Handbook 1953-54*, p.360。「附件：台湾省扶植自耕農條例草案及實施計畫之研析」（1952年10月1日）によれば「三七五減租後、本省地価は三分の一から二分の一下がった」という。朱滙森主編 [1988] p.634。

田実施直前にピークを迎えた<sup>13)</sup>。耕地有其田実施後は、小作地そのものの減少を受けて、耕地の売買も減少したが、表1では1960年まで毎年平均2000ヘクタールほどの購入があり、減租以前の水準にまで落ちることはなかった。ラデジンスキーの調査報告によれば、減租以前の台湾農村では、地主の力が非常に強く、小作人が農地を買って自作農になることなど冗談にも考えられなかったという<sup>14)</sup>。したがって、三七五減租実施後、3年間で2万ヘクタール弱の土地が小作人の手に渡ったことは画期的であったといえるだろう。

重要なことは、三七五減租の効果は、農家の家計と農村経済の向上だけにとどまらなかった点である。中国農村復興聯合委員会（以下、農復会）が857軒の農家に聞き取りを行ったところ、76%が暮らし向きがよくなったと答え、三七五減租は農民に非常に歓迎されたという<sup>15)</sup>。また、李国鼎は、三七五減租条例の施行によって、地主－小作関係に大きな変化が起

表2 自作農・半自作農・小作農の比率の変化（単位：戸、%）

年末	戸数				構成比			
	合計	自作農	半自作農	小作農	合計	自作農	半自作農	小作農
三七五減租以前								
1948	567,126	181,442	154,460	231,224	100.0	32.0	27.2	40.8
三七五減租実施								
1949	583,736	187,189	156,558	239,989	100.0	32.1	26.8	41.1
1950	601,631	194,680	162,573	244,378	100.0	32.4	27.0	40.6
公地放領								
1951	624,579	213,304	167,962	243,313	100.0	34.2	26.9	39.0
1952	679,750	262,065	177,113	240,572	100.0	38.6	26.1	35.4
耕者有其田実施								
1953	702,325	385,286	169,547	147,492	100.0	54.9	24.1	21.0
1954	716,582	412,673	169,330	134,579	100.0	57.6	23.6	18.8
1955	732,555	433,115	172,115	127,325	100.0	59.1	23.5	17.4
1956	746,318	448,157	173,588	124,573	100.0	60.0	23.3	16.7
1957	759,234	455,357	178,224	125,653	100.0	60.0	23.5	16.5
1958	769,925	468,701	179,830	121,394	100.0	60.9	23.4	15.8
1959	780,402	479,391	182,121	118,890	100.0	61.4	23.3	15.2
1960	785,592	506,286	166,792	112,514	100.0	64.4	21.2	14.3

出所)『内政統計提要』各年度。

13)『内政統計提要』1962年度版、p.56。1953年に徴収放領された土地は、13万9,249ヘクタールであるため、1953年にも2,000ヘクタール弱の購入があった。

14) Ladejinsky[1977] pp.97-100によれば、雇農が小作農に「昇格」することですら、非常に困難なステップアップであった。

15) Hinton[1955] p.6。趙文山[1949]など。

こったことを指摘する<sup>16)</sup>。それは、農復会の主任委員であった沈宗瀚が1950年に「三七五減租は1945年の光復以来、台湾で最も成功した政治改革の一つ」と述べていることを裏付けている。

一方で、地主からの評判は、芳しくなかった。ラデジンスキーによれば三七五減租は「陳誠が何人もの地主を投獄した後に」やっと受け入れられたが、地主たちは、自分たちの土地の生産性からみて小作料が低すぎると不満を表明していた<sup>17)</sup>。Riggs[1952]は、「それは土着地主たちを支配者である外省人による虐待のスケープゴートとする行為であり、国民党にとって、他人の犠牲によって信用を勝ち取ることはたやすいことであった」と書いている。そして、農民たちが「減租によって得られるはずの「余剰」米」が米肥バーター制度（現物交換）によって安く政府に買い上げられてしまうことを指摘している<sup>18)</sup>。

確かに、図1をみると、米肥バーター用の米の量は三七五減租後、急増し、その後も増加し続けている。総生産量が増大しているため、農家純収入は増えているが、地価償還と米肥バーターの負担を合わせると、耕者有其田実施から10年間の償還終了までは、農民の負担米はむしろ増えている。

## 2. 公地放領と自作農創設

公地放領については、農地改革を主導していた農復会は、それを積極的に推進する立場にあり、省政府は反対する立場にあった。農復会は「私人の土地を買い上げて小作人に転売するのに、政府所有の公地はどのように処理すべきなのか」と主張し、公有耕地の放領を私有地の再分配よりも先行すべきと位置付けていた<sup>19)</sup>。

とはいうものの、既述のごとく公地放領は、台湾の自作農を華々しく増加させるような規模では実施されなかった。公有耕地は、1947年に17万6032ヘクタールと全耕地の5分の1強を占めていたにも関わらず<sup>20)</sup>、最大の地主となっていた公営企業の台湾糖業公司是原料である甘蔗の農場売却には消極的であり<sup>21)</sup>、かつ、政府内においても公有財産を民間に払い下げることにに関して賛成意見ばかりが表明されたわけではなかった。

---

16) 李国鼎口述 [2005] p.292。

17) Hinton[1955] p.8。

18) Riggs[1952] p.73。

19) 朱旭華 [1992] p.3-15。

20) 熊 [1981] p.65。

21) 北波 [2013] 参照。



表3 台湾省耕者有其田耕地放領成果統計（単位＝ヘクタール、戸）

	徴収放領耕地			買取 農家数	地主戸数
	小計	水田	畑		
総計	139,247	117,877	21,370	194,823	106,049

出所) 陳誠 [1961 : 69-70] から作成。

表4 自耕地面積の変化（単位：ヘクタール、%）

年度	自耕地面積	構成比
1948	456,621	55.94
1953	695,478	82.88
1956	718,513	84.90
1959	728,771	85.58

出所) 陳誠 [1961 : 79-80]。

表3をみると耕者有其田で買い上げられ、転売された土地は約14万ヘクタールであり、表1で1953年に減少した小作契約農地の面積と一致する。表4をみると、1948年から53年の間に自作の耕地は約23万8857ヘクタール増加し、同時期の表1の数値を足してみると、

小作契約の減少分が、14万7800ヘクタール（61.5%）、小作による農地購入が3万4804ヘクタール（14.5%）、公地放領が5万7824ヘクタール（24.0%）で合計24万428ヘクタールとなった。ようするに、台湾の農地改革とは、土地の所有権の移転、つまりは売買であり、その代価は土地を取得した農民によって支払われた。ただし、減租政策の実施によって促がされた地主の自主的な売却を除いて、農民の土地代金の支払先は政府であった。

## II. 耕者有其田政策：耕地の買上げと地価補償

### 1. 「全国地籍帰戸」にみる「地主」

「耕者有其田」は日本語では「耕す者が其の田を有す」と読まれる。「扶植自耕農方案」とも表現され、いわゆる自作農創設政策である。英語では、‘the Land to the Tiller Policy’ と訳されるが、文献によっては、「限田政策 (a land holdings limitation program)」と表現され、農復会の英文資料では ‘the Private Land Purchase Program’ (民有地買上げ政策) という語がみられる。この名称からもわかるように耕者有其田は、地主の土地所有に制限を設けて、それを超える部分を買上げ、農民に再分配 (redistribution of land) する作業であった。このため、政策およびそのための法整備においては、農地所有の上限をどこに置き、地価補償をどのように実施するのかが重要であった。ところがその前に、台湾で農地がどのように所有されていたのかを明らかにしなければならなかった。

1951年4月から「全国地籍総帰戸」が実施された。台湾の土地登記簿はすでに日本統治

時代に税金徴収のための地籍測量と土地台帳の整備が行われていたため、作業は原則的にはその更新であり、一からの調査ではなかった<sup>22)</sup>。しかし、土地台帳は土地番号順に記載されていたため、農地の集中および利用の状況を明らかにするためには、小作農地を所有者ごとに整理しなければならなかった。そこで、農地を基準に所有者や利用状況をまとめた「地籍カード」と、所有者を基準にした「帰戸カード」を作成する方法が採られた<sup>23)</sup>。帰戸カードには、当該所有者が郷鎮や県をまたいで所有し、点在する狭小な土地の数々をその利用も含めてすべて記載する必要があり、土地台帳だけでなく各地方の役場が保存していた三七五減租後の小作契約の写し等が参考にされた。表5～8は全国地籍総帰戸の結果明らかになった1952年6月時点での土地の所有状況である。

私有地の所有区分は個人、共有、団体の3種類に分けられた。表5と表6をみると、所有

表5 私有耕地種類別所有件数（1952年6月）（単位：件）

種 別	個人所有	共同所有	団体所有	合計	構成比
自作農	215,481	209,257	7,554	432,292	70.73
地主	38,005	34,772	4,073	76,850	12.57
自作農兼地主	40,869	57,315	3,867	102,051	16.70
合 計	294,355	301,344	15,494	611,193	100.00
構成比	48.16	49.30	2.54	100.0	

出所) 熊夢祥 [1981: 120] から筆者作成。

注1) 出典では、個人の自作農数が「219,481」になっているが、構成比や合計などに基づいて検算したところ表中の数値が算出されたためそれを記載した。

表6 台湾省所有者別私有耕地面積（1952年6月）（単位：ヘクタール）

項 目	合計	個人所有	共同所有	団体所有	構成比
合 計	660,651	294,581	333,943	32,127	100.0
自耕地	414,338	184,159	215,626	14,553	62.7
田	228,706	105,339	118,297	5,071	34.6
畑	185,632	78,820	97,329	9,483	28.1
小作地	246,313	110,422	118,317	17,574	37.3
田	213,097	95,768	104,099	13,229	32.3
畑	33,216	14,654	14,218	4,344	5.0
構成比	100.0	44.6	50.5	4.9	

出所) 熊夢祥等 [1981: 123]。

22) 朱旭華 [1992] pp.4-1-8 を参照。

23) 熊 [1981] pp.118-119。



表7 所有耕地面積別自作および出租農家戸数（単位：戸）

所有面積区分	自作農	地主	自作農 兼地主	合計	構成比
0.5甲未満	242,280	31,547	15,128	288,955	47.28
0.5 - 1 甲	101,293	20,349	21,017	142,659	23.34
1 - 2 甲	60,899	15,213	27,304	103,416	16.92
2 - 3 甲	16,140	5,043	13,579	34,762	5.69
3 - 4 甲	5,683	2,123	7,655	15,461	2.53
4 - 6 甲	3,898	1,630	7,650	13,178	2.16
6 - 10甲	1,552	699	5,460	7,711	1.26
10 - 20甲	430	219	3,036	3,685	0.60
20 - 50甲	97	26	981	1,104	0.18
50 - 100甲	14	1	181	196	0.03
100甲	6		60	66	0.01
合計	432,292	76,850	102,051	611,193	100.00

出所) 熊夢祥等 [1981 : 121]。1 甲 = 0.9699 ヘクタール。

表8 所有面積別私有耕地面積（単位：ヘクタール）

所有面積区分	自耕地	小作地	合計
0.5甲未満	53,632	11,847	65,479
0.5 - 1 甲	76,630	22,861	99,490
1 - 2 甲	97,738	41,826	139,564
2 - 3 甲	51,569	29,899	81,468
3 - 4 甲	29,747	21,661	51,408
4 - 6 甲	32,853	28,939	61,792
6 - 10甲	27,357	29,239	56,596
10 - 20甲	20,131	27,452	47,583
20 - 50甲	12,731	17,803	30,533
50 - 100甲	5,556	7,386	12,941
100甲	6,396	7,401	13,797
合計	414,338	246,313	660,651

出所) 熊夢祥 [1981 : 124-125]。

件数、面積とも、共同所有の構成比が個人所有のそれを上回って最も大きくなっている。『土地改革紀実』は、これを台湾の特徴とし、共有地が生まれる理由を①かつての移民による共同開墾、②開墾地の共同購入、③多子相続のためと説明している。共同所有であれば代表者から税金を徴収すればよかったために、日本統治時代にも総督府はこれを制限しなかった。所有権を共有する者たちは、測量して土地を分割する煩雑さを避けるため、個人所有に名義変更することは少なく、一方で個人所有者が所有権を移譲するには共有名義にすることが

あるために、共有名義の耕地は増加し、地権は複雑化した。共有名義人の人数は少ないものは3人から多いものは数百人に上った<sup>24)</sup>。また、表6からはこうした共同所有名義の農地も必ずしも不在地主ではなく、3分の2は自耕地であったことがわかる。

表7からは、台湾の耕地所有状況が極めて零細であったことがわかる。自作農も地主も、0.5甲(0.48ヘクタール)未満が最も多く、自作農兼地主は1-2甲の所有件数が最大であるが、全体として私有耕地を持つ農家の9割以上が、3甲未満の所有にとどまっており、10甲以上所有する農家は自作農地主合わせて全体の1%に満たなかった。

一方、表8に示した区分別の面積をみると、やはり、1-2甲の区分に最も多くの土地が分布するが、その偏りは戸数ほどではない。3甲未満規模の農家の所有地は全体の58.4%に過ぎず、10甲以上所有の区分は15.9%、100甲以上の区分農家の所有耕地も全体の2%強を占めた。すなわち、私有耕地の所有状況から判断すると、当時の台湾の農家は、大多数が小規模自作農または小規模地主であり、それに加えて極少数の大地主が存在していた。この状況下で、誰から、どれほどの農地を買い上げるべきかが農地改革の焦点の一つになったのは自然な成り行きであった。

## 2. 「実施耕者有其田条例」の制定

1952年5月25日に、台湾省地政局は「台湾省扶植自耕農条例」の草案を提出した。この草案は、省政府の修正を経て、8月9日に行政院と台湾省臨時省議会に同時に提出され、台湾省臨時省議会の修正案を参考に行政院が最終草案を作成して立法院に送られた。その際に「実施耕者有其田条例」へと名称変更された。

表9は、草案と修正案を比較したものである。この表によれば全島の総小作地は24万8294ヘクタールで、表7および表8の24万6313ヘクタールとほぼ一致する。地政局草案では、地主留保分約4万ヘクタールを除いて、個人所有小作地から約7万5000ヘクタール、共同所有小作地から約11万5000ヘクタール、団体所有小作地から1万7000ヘクタールとその他の合計約20万8000ヘクタールを買い上げるプランが作成された。これは、個人所有の在地主については水田の場合2甲(1.93ヘクタール)、畑の場合は4甲が残される以外、共同所有と団体所有の小作地はほぼ全部買収されるというものであった。これに対して省政府の修正案は、農地の等級によって保留可能耕地の面積を決定するという比較的地主の利益に考慮したものになった。さらに、台湾の地主を構成メンバーに含む台湾省臨時省議会の修正案では、在郷地主の保留地分耕地を3段階から4段階にして、共有名義の小作地は一律買上げという条項の削除と、祭祀公業用の小作地は、水田が5ヘクタール、畑の場合は10ヘクタ

24) 熊 [1981] p.120。

表9 「実施耕者有其田条例」保留耕地規定の修正（単位：ヘクタール、甲）

項目	台湾省地政局草案	省政府修正案（甲）		台湾省臨時省議會修正案（甲）		行政院修正案	
	5月25日	8月8日		8月29日		11月12日	
全小作地	248,294						
地主保留分	39,765	田	1-8級	1	1-6級	1	74,051
			9-18級	2	7-12級	2	
					13-18級	3	
		田	19-26級	4	19-26級	4	7-12級3甲 他は基準にてらし合わせて調整
		畑	田の2倍		田の2倍		
			祭祀公業	田	5		
				畑	10		
合計	208,367	214,832				174,249	
買上小作地	個人	75,327				41,210	
	共同	115,487				115,478	
	団体	16,681				16,681	
	その他	871				871	

出所) 熊夢祥等 [1981 : 107-112] および「1952年7月18日付任頭群省財政庁長から呉国楨省長宛て覚書」英文翻訳から筆者作成。

ール留保を許可するという提案がなされた。行政院では在郷か不在地主かの区別を撤廃し、個人所有小作地の一律7-12等級の場合3甲（2.91ヘクタール）、その他は等級に応じるという規定とした。これらを受けて、立法院では、最終的に以下の耕地は一律徴収するとの規定になった。それらは、①本条例で規定されている保留基準を超える耕地、②共有の耕地、③公私有共有の私有耕地、④政府の代理管理耕地、⑤祭祀公業、宗教団体の耕地、⑥神明会およびその他法人団体の耕地、⑦地主が保留を望まないと申請した耕地であった。ただし、共有耕地のうち、地主が老人、孤児および未亡人、土地によって生活を維持する障害者のもの、あるいは個人の小作地で相続の際に共有名義となり、共有名義人が配偶者兄弟姉妹のものは、政府の規定した基準によって留保が可能であった。かつ、祭祀公業および宗教団体の土地で当該条例施行前に設置されていたものに関しては、地主の保留基準分の二倍を保有することが可能とした<sup>25)</sup>。

耕地を買い取る際の地価補償は、現金および実物土地債券、公営事業の株式で地主に渡されることになった。その構成比は、地政局、省政府、臨時議会でそれぞれ異なる提案がなされた。表10はこれを整理したものである。台湾省地政局の原草案は、地価相当額は新台幣18億元となり、そのうち3分の2の12億元を実物債権、30%を公営企業の株式、残りの3%

25) 熊 [1981] p.112。

表10 「実施耕者有其田条例」地価補償規定の修正

項目	台湾省地政局草案 (5月25日)	省政府修正案 (8月8日)	台湾省臨時省議會 修正案(8月29日)
地価償還合計	18.0億 NT\$ (100%)	21.1億 NT\$ (100%)	
現金	0.5億 NT\$ (3%)	2.4億 NT\$ (最高15%)	最低10%
公営企業株式	5.5億 NT\$ (31%)	5.2億 NT\$ (最高25%)	最高40%
実物土地債券	12.0億 NT\$ (67%)	15.6億 NT\$ (最高75%)	最高50%
償還地価 主要作物年産量	2.5倍	2.5倍	3倍
償還	10年	10年	
利息	年賦均等償還	年利4%	年利6% (2%は政府補助)

出所) 表9と同じ。

ほど、5000万元を政府が現金で支出するというものであった。実物債権の償還は農民が政府に合計で米213万5528トン、サツマイモ77万921トンの実物を10年間かけて納めるもので、当該耕地主要作物年産量の2.5倍と規定された。これは、公地放領の際と同額の地代であった。これに対して、省政府は実物債権に年利4%を加え、補償に占める割合は上限を75%、公営事業の株式を25%とする修正案を出した。省政府は耕地にかかる税金を農地を購入した農家が負担することも規定した。

興味深いのは、臨時省議会の修正案であった。省議会臨時省議会は台湾の名望家や地主の利益を代表する立場にあった。このため、実物債権償還価値を年間収穫量の3倍に引き上げ、利率を2%上げる(差額は政府の補助で賄う)ように要請したことは理解できるとしても、現金の比率を最低でも10%にし、公営事業の株式を40%にとの修正案を出した。この条件提示から、少なくとも臨時省議会の決定に影響を与える立場にあった地主たちにとって、インフレ下でも現金や公営事業株式が土地の補償として比較的望ましい補償であったと考えることができる。一方、行政院の最終調整では、臨時省議会のこうした意見を酌量して実物債権と株式は半額ずつとしたが、現金は政府の財政不足を理由にほとんど支出されない方針となった<sup>26)</sup>。加えて、立法院では大量の公営企業を民営化するとその経営に支障が出て民生に損失を与えるとの考えから<sup>27)</sup>、実物債権が7割、公営企業の株式は3割とされ、結果的に公営企業株式の比率は地政局の草案と変わらなくなった。

李国鼎の回想によれば、地価償還を現物債券にしたのはインフレに配慮したためであった。「米穀は実物であれば、価格の変動も小さくなく、たとえ変動があっても小作農の損失もそれほど大きくはならず、これはなかなか思いつかない(良い)アイデア」であり、地主が損

26) 熊[1981] p.108-111。尹仲容は政府に資金がなかったので公営企業の株式を払い下げたと回想している。

27) 殷[1984] p.99。

をしないように保障しつつ、小作農が土地を自分のものにできるようになって土地の生産量を増やすことができたのだという<sup>28)</sup>。この点は、農民からは実物で償還し、元地主に現金で返済したがために両方を疲弊させたといわれる韓国の評価とは真逆である<sup>29)</sup>。とはいえ、ここで明らかなことは、図1に示したように現物地価債権は農民の負担によって償還されたということである。すなわち政策策定時のスローガンはともかく、その実施に当たっては、結果的にはできるだけ政府の支出を少なくする方向に向かって調整が進められたということである。李国鼎は「後にフィリピンが我々の土地改革の方法を真似ようとしたが、うまくいかなかった。フィリピンでは政府が金を出して米を買い、地主に分配しようとしたからだ。これはとても困難なことである」と述べている<sup>30)</sup>。ちなみに日本の農地改革では、物価スライドでない農地証券で償還されたため、戦後のインフレによって「事実上の無償買収」となった<sup>31)</sup>。そういった意味で現物債券は、制度的には地主にとって比較的損失の少ないものであった。李国鼎は、現物債券を高く評価する一方で、公営企業の株式については、地主はそれほど喜ばなかったと述べている<sup>32)</sup>。しかし、実施前の臨時省議会の案からは、当初地主たちはむしろ公営企業株式に期待をかけていたようにも読み取れる。実際はどうだったのだろうか。

### Ⅲ. 農地改革と公営企業の払い下げ

#### 1. 民営化圧力：二二八事件とアメリカ

前項でみた通り、公営企業民営化は、土地改革の制度設計時にはすでに土地補償の一部に組み込まれていた。民生主義を標榜し、接収資産の公有化および公営化を強く主張してきた国民党政府は、いつから公営企業の民営化を考えるようになったのであろうか。

実は、一部の公営企業を払い下げて民営企業にするという考え方は、土地改革の資金不足に直面して、初めて現れたものではなかった。むしろ、土地改革とは直接関係なく、接収資

28) 李国鼎 [2005] p.292。

29) 倉持和雄 [1985]。

30) 李国鼎 [2005] p.293。

31) 「農地買収は正当な価格、十分な補償で行わなければならないとGHQは主張し、インフレによる物価スライド条項の導入にこだわった。しかし、和田農相は徹夜の交渉によりこれを撤回させた。(中略) この結果、買収価格(水田760円、畑450円)はゴム長靴一足(842円)にも満たない、事実上の無償買収となった。(中略) 和田は(中略)「もし、農地証券を物価にスライドさせていたなら、政府の重い財政負担によって今日のような日本経済の成長はなかった。(中略)」と答えている」。山下一仁「農地改革の真相－忘れられた戦後経済復興の最大の功労者、和田博雄」経済産業研究所コラム第138号 ([http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01\\_0138.html](http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0138.html), 2017年12月20日確認)。

32) 李国鼎 [2005] p.294。



産の公営化に対する台湾人の不満は、すでに1947年に起こった二二八事件の原因の一つにあげられており<sup>33)</sup>、その解消が大きな政策課題の一つとして認識されていたのである。終戦直後、祖国復帰の期待に満ちていた台湾の人々の期待は、接収人員の汚職や経済全体の混乱、失業、生活苦などによって裏切られ、外省人と本省人の間に悲劇的な衝突を引き起こした。しかし、1947年2月28日の二二八事件勃発当初、蒋介石は事態の深刻さを認識していなかった<sup>34)</sup>。

台湾では、3月1日に台北市参議会等が二二八事件処理委員会の結成を要請した。そして、同委員会が5日に決定した政治改革案中には「公営企業の経営は台湾人に任せること」という要求があった<sup>35)</sup>。また、6日に台湾省の参政員が中央政府主席および各院部会長官宛てに電信を送り、その最後を「過去の日産（日本人資産）は台湾省民の血と涙で作られたものであり、そのほとんどが官有官営となるなど、民の憤懣が蓄積し、このような事件になった」と結んでいる。この電信には9項目の提案が含まれており、その内容には台湾人の政府機関への登用や専売局の廃止、貿易局の改革に続いて、日産の処理は人民の正当な利益を考慮して行うことという要請があった<sup>36)</sup>。

3月7日に国民党台湾省党部主任委員李翼中は南京へ飛んで、蒋介石に直接台湾の状況を説明し、政府の高官たちも事態の深刻さと人々の強い不満を知るところとなった。蒋介石の要請に応じて、3月8日に李翼中が草案した解決案には「民生工業の公営範囲はできるだけ縮小させ、公営と民営の区分は經濟部資源委員会によって迅速に審議の上、行政院の承認を得る」という一項目が含まれていた。同日に開催された国防最高委員会の議事録は、「皆の意見は、一、長官公署条例を廃止し、台湾を特殊化せず省政府組織条例によって省政府を組織すること、二、多くの人員を派遣して問題解決（慰撫）に当たること、三、人事の際には台湾省政府では可能な限り当地の人士を受け入れ、内地人を減らすこと、四、経済制度は改革される必要があること、に集中している」という蒋介石の確認で終わっている<sup>37)</sup>。蒋介石はこの段階で公営企業に民営化するとは断言していないが、3月9日の日記には「[国有企業をどのように売却するか研究すること]が今後重要な責務となるにちがいない」と書かれていた<sup>38)</sup>。そもそも、「日本人による台湾人民の搾取を根絶させ」、「台湾人の民生」を向上さ

33) 中研院近史所 [1992]。

34) Kuo [2012] p.32 によれば、蒋介石は2月28日の日記には二二八事件に関する記述はせずに、3月1日日記では「陳儀が無知で無能だから」と陳儀の責任であるとの考えを記述していた。

35) 中研院近史所 [1992] p.17。

36) 同上書、p.382。

37) 1947年3月8日に国防最高委員会秘書長王寵恵が蒋介石に宛てた報告書「為本会第二百二十四次常会關於台湾事变問題決議三項報請」。同上書、pp.100-104。

38) Kuo [2012] p.33。



せることは、台湾接收の基本原則であり<sup>39)</sup>、失政によって失業や社会不安が増大していたとなれば、それは重大な問題であった。こうした状況を鑑みても、二二八事件の勃発によって、行き過ぎた経済統制が社会不安を生んだことが国民党政権の上層部に認識されたことは事実であった<sup>40)</sup>。

次に、考えられるのがアメリカの台湾経済における民間部門（private sector）拡大のプレッシャーである。アメリカは民間資本の投資を台湾の工業化に動員することを折に触れて提案してきた<sup>41)</sup>。1951年11月25日に、相互安全保障庁（Mutual Security Agency）の中国局長官は陳誠首相、嚴家淦財務部長、農復会の蔣夢麟委員長等を食事に招き、台湾経済の様々な問題について話し合った。その中心的な話題は、工業の分野でも農業分野における土地改革のような活動ができないかというものであった。そして、幾人かは、現在公営の大企業が担っている社会的責任を民間企業に分担させる必要性を強調し、陳誠首相は、これに関しては公式な声明等の必要であると指摘した。この後、アメリカのミッションは大使館の後ろ盾を得、J.G.White社などの人物が長官や副長官に伴って視察に訪れて、アメリカの利益に結び付く開発（投資）が可能であるという具体的な根拠を付与した。1952年4月からこのプログラムは「新段階（A New Phase）」と呼ばれ、1952年5月22日に「工業の動員（industrial mobilization）」を基本目的とする一般的なアウトラインが明らかにされた<sup>42)</sup>。一方で農復会のようなジョイント委員会の組織が模索されていたようであるが、これらについて結局、公式な進展はなかった。しかし、民間資本の発展と公営企業の払下げは、引き続きアメリカの援助機関の関心事であった<sup>43)</sup>。

1952年7月24日に国民党中央改造委員会は、蒋介石総統の下、1953年1月1日より私有地買上げ政策を実施すると決定した。「中国国民党中央改造委員会關於台湾省實施扶植自耕農方案決議案全文」は、「自耕農創設は、総理の遺教である耕者有其田を実現するために必要な一歩であり、本党の現段階における重要な政治的主張である」として、「来年1月の開

39) 「台湾接管計画綱要草案」第3条、張瑞盛 [1990] p.86。

40) しかし、事件後、結果的に台湾人の指導者層（いわゆる台湾エリート）の多くは事件後殺害されており、これらの人々および台湾社会が払った犠牲はあまりにも大きかった。中研院近史所 [1992] pp.389-390 には李翼中が1952年時点で並べた被害者の名前が並んでいる。

41) 例えば、アルミニウム製錬の復興におけるレイノルズの提携契約案など。

42) Industrial Mobilization in Formosa, (May 28, 1952) アメリカ国立公文書館保存档案。

43) ただし、これらの書類から、アメリカが土地改革の補償として、公営企業を民営化するように国民党政府に要請した根拠はみつかっていない。(Plans for Land Reform Program (July 30, 1952) アメリカ国立公文書館保存档案。) この時点では、むしろアメリカの考えを押し付けずにあくまで「ジョイント」による作業が強調されていた。(Industrial Mobilization in Formosa, (May 28, 1952) アメリカ国立公文書館保存档案) しかし、1954年には米援の供与に当たってアメリカ議会の賛同を得るためにも、これ以上公営部門を拡大させるわけにはいかないというやり取りがしきりに行われるようになっていく。

始前に、自耕農創設条例の立法、実物土地債券の発行、公営企業株式の譲渡、対外宣伝の強化、人員の訓練および本党民意機関代表に対する指導などの一切の準備仕事を完成させる」ために鋭意努力するよう各関係機関に呼びかけている<sup>44)</sup>。しかし、公営企業の民営化は、それほど単純には進まなかった。

5日後、7月30日付の Sponsler 氏から副長官の Terrel 氏への手紙には、「これらの企業は、土地改革が実現すれば、来年のいつかの段階で民営企業になる。これらはアメリカの援助プログラムにとって相当な関心事であるため、中国局は、民間所有になったのちに起こるであろう問題についても考慮しておくべきである」と書かれていた<sup>45)</sup>。後半の一文は非常な関心を呼んだため、翌日付の覚書で補足説明がなされた。これは「中国局はすべての計画がみかけ倒しの詐欺行為 (a fraud) か、または機会の喪失にならないようあらゆる努力を向ける必要がある」といい換えられた。みかけ倒しの詐欺行為とは、公営企業の株式や土地債券が結果的に元地主にとって実質的な収入源にならないことである。公営企業株が民間株主にとって価値のあるモノになるか否かは、「運転資金や配当率、実質の経営権、会計責任などに影響を与える中国政府の課税政策による」とも説明されている。一方、機会の喪失も同じ文脈上にあり、民間企業の所有権がうまく機能するためには、企業が生き抜き、発展するための公平なチャンスが与えられていなければならず、そのためには、資本市場の発達が肝要で、政府は、適正な株式交易、または株式市場の構築することが最初の一步となると解説されている。さらに重要なことは、この覚書が「土地改革にかかわる人々は、政府高官を含めて、これらのことを深く認識しておらず、したがって無関心である」ようにみえることへの懸念で結ばれていることである<sup>46)</sup>。例えば、証券交易所の設立問題については、土地改革時に分散的に証券の売買代行商ができたが<sup>47)</sup>、集中交易処の開設は1961年であり、払い下げられた株式の取引や資本市場における運転資金の調達について具体的な準備がなされていたとはいいい難かった。

## 2. 五大公司から「四大公司」へ

では、具体的には、民営化対象の公営企業は、どのように決定されたのか。

1952年7月25日時点でアメリカ側に渡っていた資料では、民営化対象の企業は、まだ確定していなかった。既述7月30日付の Sponsler 氏から副長官の Terrel 氏への手紙には台

44) 「中国国民党中央改造委員会關於台湾省实施扶植自耕農方案決議案全文」(民国四十一年七月廿四日第371次會議)。

45) Plans for Land Reform Program (July 30, 1952) アメリカ国立公文書館保存档案。867762\_469\_1135。

46) Sponsler's Comment on Land Reform Program (July 31, 1952) アメリカ国立公文書館保存档案。同上。

47) 「設立証券交易所問題之検討」経済部『経済参考資料』第48期(1952年11月25日) pp.1-10。

湾セメント公司、台湾紙業公司、台湾工鑛公司、台湾農林公司のいわゆる「四大公司」に加えて、台湾肥料公司、台湾機械公司、台湾造船公司、台湾アルカリ公司の合計8つの企業名があげられていた。もっとも、その手紙に添付されていた1952年7月18日付の任顯群省財政庁長から吳国楨省長宛て覚書の英文翻訳では、国省合営事業が「セメント、肥料、造製紙、およびアルカリと造船の4単位」、省営事業が「工鑛および農林の2単位」と記載されており、草案か翻訳の段階では払下げ企業の数等はそれほど重視されていなかったことがわかる。しかし、実際にはこれらはまず五公営公司となり、最後には、肥料が除外されて四大公司になる。李国鼎の回想録によれば、土地改革時の四大公司払下げは嚴家淦と尹仲容が、陳誠の承諾を得て決定した<sup>48)</sup>。上記8公司のうち、まず、機械、造船、アルカリがはずされた。

機械と造船は尹仲容の意向による可能性が高い。1954年9月22日のChina Postによれば、尹仲容経済部長はその週の定例記者会見で彼の意見として「電力、砂糖、石油、造船以外のすべての公営企業は民間資本に移行してもよい」と語った。尹仲容は民有工業の発展の一ステップとして、公営企業を相当規模で民間資本に移行する規定などを準備中であると述べた。ただし、個人的な意見といいながら、民営化すべきでないとする企業の条件に関する尹仲容の見解は、1953年1月に発効した公営事業移転民営条例の第3条とほとんど同じであった<sup>49)</sup>。記事には、①国防機密にかかわる事業、②大規模公益事業および独占事業、③国家経済に影響する事業、④人々の福利に影響し、かつ人々が関心を持たない事業と書かれていた<sup>50)</sup>。この制限は条件次第ではどのような業種にも当てはまる。尹仲容は経済の民有化に反対する立場ではなく、むしろ推進派として評価されることが多い<sup>51)</sup>。にもかかわらず、大規模民間企業を育成し、私有資本に社会における責任を分担させるというアメリカ的自由主義経済のコンセプトと彼の考えの間にはかなりの開きがあったことはここで確認できる。

1952年10月13日に行政院出售公営事業估価委員会設置の文書が出され、11月8日に同委員会が設置された。この委員会の目的は新株式発行のための適正な資本金を算出することであった<sup>52)</sup>。11月21日の第3次会議に、払下げが指定されたセメント、肥料、紙業、工鑛、農林、五公司の帳簿が提出され、委員会は5つの小組に分かれて再評価作業を開始した。全体の流れは以下の通りである。まず、委員会はそれぞれの施設を訪問するなどして、固定資産を再評価した。その後、固定負債、流動資産、流動負債などを帳簿から読み取り、再算定

48) 李国鼎口述 [2005] p.293.

49) 公営事業移転民営条例では「左列公營事業、應由政府經營、不得轉讓民營：一、直接涉及國防秘密之事業。二、專賣或有獨佔性之事業。三、大規模公用、或有特定目的之事業。」となっている。

50) K. Y. Yin Outlines Policy For the Transfer of Public Enterprises, *China Post*, Sept. 22, 1954.

51) Kuo, Tai-Chun and Myers [2012] はそのような趣旨の主張の最も新しい研究書の一つであろう。

52) 『出售公営事業估価工作総報告』（1953年4月）p.2.

された資産から負債の額を差し引いて純資産を算出する。その結果は表 11 に整理した。その後、純資産から 1000 万元未満の端数を剰余資本金として切り捨てた金額を当該会社の資本金と決定した。そして、表 12 に示した、旧株式の持ち株比率に応じて政府持ち株（省政府および中央政府所有の合計）の総額を計算した。耕者有其田で必要とされる公営企業株式の総額は表 13 で計算されるように 7 億 7408 万 8500 元であり、表 12 から肥料会社を除いた四会社の政府持ち合計 7944 万 7303 株の額面 10 元で十分に足り得るため肥料会社がはずされ、ここに四大会社が誕生した。

ところで、上記の手順で算出したとなると、表 11 の純資産は固定資産をどのように再評価するかによってかなり左右されることになる。固定資産の再評価の三原則は、①物価分類指数、②コストの再計算、③収益能力の 3 つの指標に基づくことであった<sup>53)</sup>。しかしながら、実際の算定ではこれらの基準よりも高く見積もられることになった。表 11 の固定資産の下に書かれた（）内の金額は 1952 年末の物価分類指数で計算された固定資産総額である。ところが高雄、蘇澳、竹東、松山、鳳山の 5 工場を視察した委員会のセメント小組は物価分類指数に基づいて算出された金額の 1 億 3834 万元余は低すぎると判断し、8897 万元増の 2 億 2930 万元余と算定した。その理由は、接収時には破損がひどかった設備やすでに廃棄されていた設備を公司自身で修理したり、日本統治時代に設置後数十年を経て減価償却が進んで帳簿価格が小さくなりすぎていた設備を再評価したからだという。また、年生産量 60 トンからアメリカの基準でコストによって算出すると 1 億 8025 万元余になるが、「アメリカから機器を運搬するなど、建設や設備にかかる経費が両国で異なる」という事情を勘案すると先に算出された物価分類指数による算定に近い金額になるという。同様の理由で、紙業公司も士林、羅東、新營、小港、大肚 5 工場の固定資産は 3196 万元余加算されて 2 億 9225 元余となった。肥料会社の第 1 から第 5 工場の固定資産は物価分類指数では、1 億 5726 万元余となるが、アメリカ援助からの 170 万ドルの借款と、実地調査に基づく 1827 万元の増額によって、1 億 8475 万元余と算定された。

---

53) 『出售公營事業估価工作総報告』（1953 年 4 月）p.3。

表11 五公司資産負債再計算表（1952年12月末）（単位：NT\$）

資産	金額	負債	金額
<b>【セメント公司】</b>			
流動資産	91,123,714.17	流動負債	35,707,108.36
資金投資および長期預金	1,402,116.15	固定負債	3,790,718.27
固定資産	229,300,157.69	雑負債	105,762.66
	<b>(138,342,754.28)</b>	所得税防衛税	6,477,210.45
雑資産	3,626,691.91	政府株配当	1,500,000.00
		株主配当	3,200,627.24
		純資産	274,671,252.94
			<b>(183,713,849.53)</b>
合 計	325,452,679.92	合 計	325,452,679.92
<b>【紙業公司】</b>			
流動資産	64,867,535.14	流動負債	51,260,869.30
資金投資および長期預金	20,000.00	固定負債	505,153.00
固定資産	292,251,165.15	雑負債	4,013,796.63
	<b>(260,007,105.20)</b>		
雑資産	2,189,406.46	純資産	303,548,287.82
			<b>(271,304,227.87)</b>
合 計	359,328,106.75	合 計	359,328,106.75
<b>【肥料公司】</b>			
流動資産	139,345,805.80	流動負債	102,391,414.36
資金投資および長期預金	89,900.00	固定負債	41,769,793.18
固定資産	184,753,091.13	雑負債	1,218,338.26
	<b>(157,265,311.91)</b>		
繰延資産	779.26	純資産	191,771,639.90
雑資産	12,961,609.51		<b>(164,283,860.68)</b>
合 計	337,151,185.70	合 計	337,151,185.70
<b>【工鑛公司】</b>			
流動資産	271,991,361.45	流動負債	178,112,208.08
資金投資および長期預金	2,398,443.30	固定負債	3.25
固定資産	245,059,339.57	その他負債	89,408,500.62
雑資産	926,218.27	純資産	252,854,650.64
			<b>(164,283,860.68)</b>
合 計	520,375,362.59	合 計	520,375,362.59
<b>【農林公司】</b>			
流動資産	119,356,637.55	流動負債	121,088,349.28
固定資産	189,186,574.27	固定負債	250,000.00
その他資産	1,083,321.65	その他負債	6,740,963.88
		純資産	181,547,220.31
			<b>(164,283,860.68)</b>
合 計	309,626,533.47	合 計	309,626,533.47

出所)『出售公営事業估価工作総報告』(1953年5月) pp.3-4、16-20より作成。流動資産は1953年1-3月の値。



表12 再計算後の五公司資本金および株式所有状況（単位：NT\$、株）

	四大公司					肥料公司を含む場合			
	セメント公司	紙業公司	工鑛公司	農林公司	小計	肥料公司	合計		
純資産総額	274,671,253	303,548,288	252,854,651	150,034,456	981,108,647	186,369,769	1,167,478,416		
資本金	270,000,000	300,000,000	250,000,000	150,000,000	970,000,000	184,000,000	1,154,000,000		
資本剰余金	4,671,253	3,548,288	2,854,651	34,456	11,108,647	2,369,769	13,478,416		
新株	合計	27,000,000	30,000,000	25,000,000	15,000,000	97,000,000	18,400,000	115,400,000	
	民間	計	2,285,172	7,997,800	6,591,170	678,555	17,552,697	781,885	18,334,582
		個人	189,702	362,450	3,354,310	517,290	4,423,752	239,315	4,663,067
		法人	2,095,470	7,635,350	3,236,860	161,265	13,128,945	542,570	13,671,515
	公有	計	<b>24,714,828</b>	<b>22,002,200</b>	<b>18,408,830</b>	<b>14,321,445</b>	<b>79,447,303</b>	<b>17,618,115</b>	<b>97,065,418</b>
		省	9,772,164	8,700,450	18,408,830	14,321,445	51,202,889	6,936,570	58,139,459
		中央	14,942,664	13,301,750	—	—	28,244,414	10,681,545	38,925,959
		合計	500,000	600,000	2,500,000	2,000,000	5,600,000	160,000	5,760,000
	旧株	民間	計	42,318	159,956	659,117	90,474	951,865	6,799
個人			3,513	7,249	335,431	68,972	415,165	2,081	417,246
法人			38,805	152,707	323,686	21,502	536,700	4,718	541,418
公有		計	457,682	440,044	1,840,883	1,909,526	4,648,135	153,201	4,801,336
		省	180,966	174,009	1,840,883	1,909,526	4,105,384	60,318	4,165,702
		中央	276,716	266,035	—	—	542,751	92,883	635,634
倍数 (1)	54	50	10	7.5		115			
倍数 (2)	10.80	8.33	7.50	7.50					

出所)「許金徳提案請政府禁止擬定解放民營之各公營事業機關出售其所有業務処及宿舍暨 工場財産」台湾省臨時議会档案 (002\_61\_30142018)。「倍数 (2)」は熊等 [1981:138]。

表13 収穫物から換算された公営企業株式必要金額（単位：NT\$）

収穫物	必要量 (斤)	100kg 単価	市価総額	公営企業株式 (総額の30%)
米穀	1,450,000,000	160	2,320,000,000	
甘蔗	670,000,000	38.85	260,295,000	
合計			2,580,295,000	774,088,500

出所)「許金徳提案請政府禁止擬定解放民營之各公營事業機關出售其所有業務処及宿舍暨工場 財産」台湾省臨時議会档案 (002\_61\_30142018)。

工鑛公司担当小組は、合計56単位のうち14単位を視察したが、業種が様々で帳簿の簿価もそれぞれであり、これらを基準に公司価値を算定することは不可能であったために、工務部のそれぞれの主管者を集めてヒアリングを行って、専門家の意見を聴取した。資産の物価分類指数ではなく、主にコストに基づく算定法を用いて、2億4505万元余と算出された。この中には、種々の製品の製造コストから算出された金額に加えて、台南紡績の鉄筋コンクリートの建物を資産として算定しその金額が加算されている。農林公司の資産の算定はさらに複雑であった。というのも農林公司の資産には森林が含まれ、この算定が複雑であったので、



森林資産は切り離し、省政府に回収されることとなった。茶葉会社の茶園はこれらの森林と境界があいまいで、かつ茶葉会社の損失を木材伐採によって補填していたため、改めてそれらを減算したとされる<sup>54)</sup>。要するに、株式発行のために再算定された企業の価値は、水増しされた固定資産の算定価格によるところが大きく、また、すべての事業が採算性の高いとはいえなかった。

この資料とともに、台湾省政府主席俞鴻鈞は1953年7月13日付で台湾省臨時省議会に「為檢送出五公營公司省股股票補償實施耕者有其田徵收土地三成地價計畫請查問審議惠予同意見復由」という文書を送った。タイトルからは耕者有其田の土地補償の3割を省政府所有の公營企業株式で充当させることの是非を問うような印象があるが、臨時省議会が承認の返答と共に付けた附帯決議は以下のような内容であった。

- ①先に工鑛、農林、紙業、セメントの四公司を払い下げ、もし、四公司の株式が地価補償に足りない時のみ、肥料公司を払い下げること。
- ②民営化後の各企業に対して政府がしっかりと指導し、主管機関としての責任を果たすこと。
- ③政府には株式の価格と配当の維持について考慮すること。
- ④商業銀行は資金に限りがあるため、今回、公營企業が民営化されても協力する力量がない。政府から台湾銀行に引き続き流動資金の融資を命じて政府が民営企業に協力する意思のあることを示すこと。
- ⑤政府に営利企業所得税を軽減させて企業の育成措置とすること<sup>55)</sup>。

既述の如く臨時省議会は、省政府の財産の払下げを承認する立場であると同時に、公營企業を払い下げられる地主をその構成員に持つ機関であった。払下げを受ける地主たちは、これらの企業が公營企業の立場を失ってもこれまで同様に融資や原材料の供給を受けられることを望んでいた。これらの企業が小作地に代替する収益源となり得るかどうかが、やはり一つの着目点であったのである。しかしながら、結果的にすべての企業の株式が地主を産業資本家に生まれ変わらせたわけではなかった。払い下げられた株式の価格はすぐに暴落し、特に小株主となった元小地主は経営権とも関係なく、わずかな配当金を受け取るだけの証券は、それほど魅力的な商品にはなり得なかったのである。

一方で、セメント会社、製紙会社など現在も台湾を代表する企業に成長したものも存在した。したがって、この点に関しては、次稿以降で払い下げられた企業のそれぞれについてよ

54) 『出售公營事業估價工作總報告』（1953年4月）pp.3-12。

55) 「許金德提案請政府禁止擬定解放民營之各公營事業機關出售其所有業務處及宿舍暨工場財產」省臨時議會檔案。002\_61\_301\_42018。

り詳しい検討を加えたいと思う。

## おわりに

以上みてきたごとく、台湾の農地改革の大きな特徴は土地の補償に実物債権と公営企業の株式を充当させたことであった。戦後初期東アジア諸国における高いインフレ率や国家政府の機能低下を考えると、物価スライド制ではなかった日本の土地債券や現金で償還した韓国のケースよりも、台湾の農地改革は地主にとって有利な償還であった。しかしながら、公営企業の株式を土地補償に充てるということ自体、それ以前に日本統治時代の日本人名義の資産を接収して公営企業に再編していたという初期条件があつてのことである。しかも、日本人資産の接収と公営化は、多くの台湾人の不満の対象となっており、また、民間資本の拡大は、中国大陸の敗北後、国民党政権の重要な後ろ盾であったアメリカ政府からも重要な政策的要請がなされていたために、公営企業の民営化は何らかの形で実施されることが望ましい環境にあった。加えていえば、「地主資本の産業資本化」は社会主義的な地主制解体論からは批判されたが、1960年代以降、工業化を主要な経済発展の原動力としてきたアジアNIEsの台湾の政府にとっては彼らの農地改革をある種の「正解」とみなす重要な根拠となっている。

しかし、この公営企業の払下げは、結果的に中小地主の多くを没落させた。李国鼎によれば、地主が損をしたのは四大会社の株式が米の価格を基準にして算定し、田畑の多寡と肥沃さによって分配する株式の額面を調整したからである<sup>56)</sup>。李は大地主で良田を多く持っていれば、より多くの株式を手にしたというが、本稿で述べた通り、土地改革当時台湾の地主のほとんどは零細で共同所有も多かったため、株式を手にしてもその収益が土地からの地租の代わりの収入源となるような規模のものはごく少数の地主だけであった。その一方で、自作農となった農民から一定の支持を得た政府は、公営企業の払下げによって特段の損失を被ったわけではない。つまり、接収資産の最大の効能は国民党政府が台湾で生き延びるための手段として利用できる資源を提供していたことであろう。

それでは、農地改革の対価を実質的に負担した農民と、国民党政府の存続のコストを結果的に転嫁された地主にとって、四大企業はどのような意味をもったのか。当初、より多くの企業の払下げを望んだ地主たちは、何を期待し、その望みを叶えることができたのだろうか。これらの地主たち、そして払い下げられた公営企業は、耕者有其田の前と後では、どのような変化があったのだろうか。そしてそれは、その後の台湾の経済発展と社会構造の変化にどのような影響を与えたのだろうか。次稿以降では、こうした問題についてより深く検討を加えることができればと考えている。

---

56) 李国鼎口述 [2005] p.293。

## 参考文献

## 【日本語文献】

- 北波道子 [2013] 「台湾の農地改革と接収資産－公有耕地と公営事業－」『現代台湾研究』第43号、pp.1-20  
 倉持和雄 [1985] 「韓国における農地改革とその後の小作の展開」『アジア研究』32(2) pp.1-33  
 陳振雄 [2002] 「戦後の台湾の経済発展における農地改革の役割について」『地域政策研究』第5巻第1号、pp.59-79  
 劉進慶 [1975] 『戦後台湾経済分析－1945年から1965年』東京大学出版会  
 劉進慶・朝元照雄 [2003] 『台湾の産業政策』勁草書房

## 【中文文献】

- 陳誠 [1961] 『台湾土地改革紀要』中華書局  
 蔣夢麟 [1990] 『農復会工作演進原則之檢討』行政院農業委員会  
 陳兆勇 [2011] 『土地改革與政權鞏固：戦後台湾土地政策変革過程中的国家、地主與農民（1945-1953）』国立台湾大学博士論文  
 李国鼎口述／劉素芬編著 [2005] 『李国鼎：我的台湾經驗』遠流  
 熊夢祥等 [1981] 『台湾土地改革紀実』台湾省文献委員会  
 殷章甫 [1984] 『中国之土地改革』（中央文物供應社）  
 張瑞盛 [1990] 『光復台湾之籌劃與受降接收』（国民党党史会）  
 趙文山 [1949] 『台湾「三七五」地租運動的透視』自由出版社  
 中央研究院近代史研究所 [1992] 『二二八事件資料選輯（二）』（中央研究院）  
 朱滙森主編 [1988] 『土地改革史料（民国十六年至四十九年）』国史館  
 朱旭華 [1992] 『中国農村復興聯合委員会與台湾土地改革（1948-1965）』国立政治大学歴史研究所碩士論文

## 【英文文献】

- Hinton, Harold [1955], *Land Reform in Non-Communist Asia with Special Reference to Taiwan*, U.S. Information Agency IRI Intelligence Summary  
 Kuo, Tai-Chun and Myers [2012], Ramon H., *Taiwan's Economic Transformation: Leadership, property rights and institutional change 1949-1965*, Routledge  
 Ladejinsky, Wolf [1977], *Agrarian Reform as Unfinished Business*, Oxford University Press  
 Riggs, Fred W. [1952], *Formosa under Chinese Nationalist Rule*, Macmillan  
 Scoones, Ian etc. ed. [2010], *Zimbabwe's Land Reform: Myths and Realities*, Weaver Press